

大阪府産業教育フェア協賛（広告掲載等）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、大阪府産業教育フェアに係る協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集方法等）

第2条 協賛（広告掲載等）の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告等の媒体ごとに別に定めるものとする。

（協賛（広告掲載等）の範囲）

第3条 次のいずれかに該当する広告の掲載等はしない。

- （1）要綱第3条及び掲載基準を逸脱するもの
- （2）大阪府産業教育フェアの業務運営に支障をきたすものと大阪府産業教育フェア実行委員会会長（以下、「実行委員会会長」という。）が判断したもの
- （3）その他、実行委員会会長が不相当と認めたもの

（審査機関）

第4条 協賛（広告の掲載等）の可否の審査は、大阪府産業教育フェア実行委員会役員会（以下、「役員会」という。）が行う。

2 実行委員会会長は、必要があると認めたときは、役員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項は、実行委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。